

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年1月29日

要望団体名：岩手県鉄構工業協同組合

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
Ⅰ．総合評価落札方式の改正案について		
1．県外大手企業の参入に対抗するための特別の要望	県内企業については、「地域精通度等」の「地域内拠点の有無」の項目で評価をすることとしています。 総合評価落札方式については、入札動向等を注視しながら、より良い制度となるよう適切に対応していきます。	C
2．土木系以外の地域精通度等の評価について	「土木系」と「土木系以外」の分類は、県営建設工事参加資格の区分により、分けています。 「土木系以外」の「地域精通度等」については、「地域内拠点の有無」「雇用実績の有無（県内居住者の雇用等）」の項目で評価をすることとしています。 総合評価落札方式については、入札動向等を注視しながら、より良い制度となるよう適切に対応していきます。	C
Ⅱ－1．働き方改革について		
（4）正確な発注見通しの公表について	県営建設工事の発注見通しについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、県営建設工事の請負契約に係る入札及び契約に関する情報の公表要領を定め、年4回公表しておりますが、これまで補正予算等の時期によっては、発注見通しに反映されない場合があったところです。 このことから、令和6年度は、12月臨時議会で成立した補正予算に係る発注見通しについて、1月末に追加で公表しました。 令和7年度以降については、補正予算等についても可能な限り発注見通しに反映できるよう公表時期を見直す方向で検討しているところです。 なお、発注業種については、適正内容で公表されるよう、発注公所と連携しながら引き続き精査してまいります。	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(5) 若年労働者の確保、育成について	建設業の人材確保については、県内の工業高校・普通高校などを対象とした「いわて建設業みらいフォーラム」の開催のほか、高校生との協働による橋梁点検の実施など、教育機関と連携を図りながら、若者の建設業への入職促進に向けた取組を継続して実施しています。 なお、いわて建設業みらいフォーラムでは、建設業協会や電業協会等が参加する個別ブースを設置し、生徒が抱える様々な疑問等について先輩技術者へ相談できるコーナーを設け、業界への理解や関心を高める取組を行っていることから、個別ブースへの岩手県鉄構工業協同組合の出展について関係機関と調整します。	B
Ⅱ－３．入札制度について		
(1) 総合評価落札方式について	鋼橋上部工の補修工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしており、引き続き各専門工事業者の受注機会の確保に努めていきます。 (C) 自社工場の保有を評価の対象とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。(C)	C : 2
(2) 総合評価落札方式の地域精通度および一般競争入札における地域要件の見直しについて	総合評価落札方式における地域精通度については、品質の確保・向上に資するものとして設定していますが、入札動向等を注視しながら、より良い制度となるよう適切に対応していきます。	C
(7) 小規模（少額）機械設備工事の工事評点について	請負工事施工成績評定要領では設計金額が250万円を超える工事を対象として成績評定を行っているところです。小規模工事や難易度が低い工事では、成績評定の評価対象とならない項目があることから、評価項目とならない場合は対象外として成績が低くならないよう配慮しています。	B
(8) 陸閘・水門機械（電気）設備保守点検業務委託の入札参加資格について	岩手県が管理する水門・陸閘等は、防護水準、整備時期及び現場状況等により、施設毎に設備内容や機器の現状等が異なるため、保守点検業務においては各施設の状況を踏まえ、施設管理者毎に入札参加資格を検討することとしています。 より効果的な維持管理が図られるように、今後も検討していきます。	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(9) 陸閘・水門の維持管理に包括的民間委託の導入検討について	岩手県が管理する水門・陸閘等に関する補修・維持管理業務については、機械設備や電気設備等の業務種別毎、点検、補修修繕及び設備更新等の業務内容毎に、各施設管理者に発注しているところです。 包括的民間委託による発注件数の軽減や民間事業者の創意工夫等による効率的・効果的な業務実施などの有効性は認識しており、本県の水門・陸閘等の適切な維持管理における適用性について他分野及び他県の事例等を参考に検討していきます。	B
(10) 鋼橋上部工と鋼橋補修工事の取り扱いについて	鋼橋上部工の補修工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしており、引き続き各専門工事業者の受注機会の確保に努めていきます。	C
(11) 橋梁補修工事における発注区分について		

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの (6) その他、上記に類するもの ※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3) その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 県の行政には馴染まないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他、上記に類するもの
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類